

議第37号

三島市民文化会館条例の一部を改正する条例案

三島市民文化会館条例（平成2年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号、第15条第2項、第3項及び第8項並びに第16条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の三島市民文化会館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の三島市民文化会館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に従前の三島市民文化会館運営委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、施行日に、新条例第15条第3項の規定により三島市民文化会館運営委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長である者又は旧委員会の委員長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、施行日に、新条例第15条第5項の規定により三島市民文化会館運営委員会の委員長として定められ、又は同条第7項の規定により三島市民文化会館運営委員会の委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

平成29年3月17日提出

三島市長 豊岡 武士